

議第150号 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として、呉市ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会を設置するものです。

2 改正の内容

呉市が新たに整備するごみ処理施設の整備及び運営に係る事業者（以下「事業者」といいます。）の選定に関する事項について調査・審議をするため、呉市ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会（以下「委員会」といいます。）を市長の附属機関として設置します。

3 担任する事務の内容

委員会が担任する事務は、事業者の選定に関する審議で、その主な内容は次のとおりです。

- (1) 事業者の選定の実施方針に関する事項
- (2) 事業者の募集に関する事項
- (3) 事業者の選定の基準に関する事項
- (4) 提案書等の審査に関する事項

4 委員会の組織等

委員会の組織等については、規則において次のとおり定めることを予定しています。

（規則で定める主な内容）

組織	委員会の委員は7人以内とし、学識経験者及び市の職員のうちから市長が委嘱し、又は任命することとします。 なお、学識経験者には、地方公共団体が一般廃棄物処理施設を建設する際に、その技術指導を行うことを業務とする公益法人に属する者、環境又は廃棄物分野の研究を行っている大学教授等を予定しています。
任期	委員会の委員の任期は、事業者とごみ処理施設の整備及び運営に係る契約を締結した日までとすることとします。
責務	委員会の委員は、中立・公正に審議をするため、企業等から便宜及び利益誘導の要請その他の不正行為につながる不当な働き掛けを受けたときには、委員長に報告することとします。

5 施行期日

公布の日